

第27回 地方分権改革有識者会議
第51回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時：平成28年11月17日（木）14：00～16：00

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野 直彦座長（司会）、小早川 光郎座長代理、市川 晃議員、勢一 智子議員、谷口 尚子議員、戸田 善規議員、平井 伸治議員、森 雅志議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋 滋部会長、大橋 洋一構成員、小早川 光郎構成員、勢一 智子構成員（小早川光郎構成員と勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕山本 幸三内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、松本 洋平内閣府副大臣、務台 俊介内閣府大臣政務官、西川 正郎内閣府事務次官、境 勉内閣府地方分権改革推進室次長、横田 信孝内閣府地方分権改革推進室次長

議題：平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（案）等について

（神野座長） それでは、定刻でございますので、ただいまから第27回地方分権改革有識者会議と第51回提案募集検討専門部会の合同会議を開催したいと存じます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところを万障繰り合わせて御出席いただきましたことに深く感謝を申し上げます。

また、本日は大変御多用中のところを山本大臣に御臨席をいただいております。

さらに、後ほど、松本副大臣、務台大臣政務官にもお越しいただける予定となっております。

出席状況を御報告申し上げますと、有識者会議の後藤議員、提案募集検討専門部会の伊藤構成員、野口構成員、野村構成員は、所用のため御欠席との御連絡を頂戴いたしております。

それでは、会議の開催に先立ちまして、山本大臣からお言葉を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（山本大臣） 皆さん、こんにちは。日ごろから大変お世話になっております。

地方からの提案に対して、それを実現するために、皆様方に御努力を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

特に、提案募集検討専門部会の先生方におかれましては、前回、9月6日の合同会議以来、2度目のヒアリングもやっていただきまして、実現に向けて大変な御努力を賜り

まして、心から敬意を申し上げる次第であります。

私からも、9月の閣僚懇談会で、各大臣に対して、地方からのそれぞれの再検討の意見に対してしっかりと、大臣みずから確認していただいて、そして、実現のために最大限の努力をしてもらいたいという要請も行ったところでございます。

そういったこともありまして、今、精査中でありましてけれども、大体4分の3以上が実現できるというような運びになっていると伺っております。大変、皆様方の御努力に本当に心から感謝を申し上げる次第であります。

そういう中、また真摯に検討いただいた各府省に対しても、感謝を申し上げたいと思います。

具体的な提案を見ますと、本年も、提案募集方式ならではの成果が上がっていると思います。すなわち、政府が重要施策として掲げる地方創生や、子ども・子育て支援、一億総活躍社会の実現に資する提案が多かったことが特徴として挙げられます。また、地方公共団体の事務処理の効率化のみならず、住民サービスの向上につながる提案も頂き、施策の前進につながったことなどが挙げられると思います。

本日の皆様方の御議論を踏まえて、年末の地方分権改革推進本部及び閣議において、対応方針を決定したいと思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、ここで大変恐縮でございますが、カメラの方には御退室をお願いしたいと思います。御協力をお願いいたします。

(カメラ退室)

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、山本大臣はここで御公務のため退席されます。

どうもありがとうございました。

(山本大臣) どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

(山本大臣退室)

(神野座長) それでは、初めに、配付資料を確認させていただきたいと思います。

まず、本日の議事次第と、配付資料の一覧があるかと思います。

次に、座席図、それから、地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会の名簿がございまして、その次に本体の資料があるかと思います。

御確認いただければと思いますが、まず資料1が「平成28年の地方分権改革に関する提案募集方式の進行経過」。

資料2が、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(案)でございまして、2つに分かれてございます。資料2-1が概要資料、それから、資料2-2が対応方針(案)本体となっております。

資料3が、平成28年の地方分権改革に関する提案募集方式の成果に関する資料。

資料4が、平成26年及び27年の対応方針のフォローアップの状況に関する資料でございます。

資料5が「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」等に関する情報発信・普及活動の取り組み方針についての資料でございます。御確認いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただくことになるわけですが、議事に入る前に、平井議員が御公務のため、どうしても途中で退席せざるを得ない、時間を繰り合わせて御出席いただいておりますので、議事に入ります前に平井議員から御発言が頂戴できるということでございますので、よろしく願いいたします。

(平井議員) お許しをいただきまして、発言をさせていただきたいと思っております。

神野座長、また、高橋部会長初め、先生方の熱心な御論議によりまして、今回もこのたびの分権改革の素案がまとめられたこと、本当に感謝を申し上げたいと思っております。

先ほど山本幸三大臣のほうからお話ございましたけれども、一億総活躍や、あるいは子育て対策、さらに住民サービスの利便性の向上・効率化などに資する内容が今回まとめられてきたと思っております。そういう意味で、このたび、実際に各府省各部局とも大変な熱い折衝もしていただきました横田次長や、あるいは境次長初め、御関係の皆様にも感謝を申し上げたいと思っております。

今回のこの内容ですが、事前に拝見させていただきました。76.9%が今回、基本的には地方の意見を聞きながらすり合わせていただいたということでありまして、昨年や一昨年を上回る回答率といいますか、成果ではないかと感謝を申し上げたいと思っております。この上は、先ほども大臣からお話ございましたが、法案化をして、円滑な分権の推進に資するように今後の体制づくりをぜひ、また御指導いただければと思います。

そういう中、幾つかポイントを申し上げたいと思っております。

1つは、小早川先生にもお世話になったハローワークのことでありますが、情報の共有化を図ることについて、事務レベルでこれまでも折衝させていただきました。いずれ、平成31年を目指してハローワークのデータベースの共有化を図ることができるよう、地方側と国とが連携できるようにされるということですが、それに向けて、もう既に制度はでき上がっておりますので、その前に、ハローワークを地方レベルでやるという場合に、そうした情報共有が図られるように御配慮をいただくなど、円滑なスタートが切れるように御支援をいただきたいと思っております。

また、子育ての話が先ほどございました。おっしゃるように、例えば幼保連携型のこども園についての緩和などを図られた部分がございます。ただ、地方団体側で要請がかねて強いところでありますが、保育所の人員体制について、「従うべき基準」というところが外れなかったということがございます。これは都会地、それから、地方部、また、それぞれの場所における子供たちの状況など、いろんな状況があるわけですので、「従うべき基準」でなくて「参酌すべき基準」としていただけないのだろうか。また今

後とも、その辺の再考をいただければ、なお一層、子育て対策が進むのではないかと
いうことであります。

また、各府省が補助金などを執行するときに、直接、商工会議所等へ行ってしま
う。地方レベルで「空飛ぶ補助金」というふうに呼んでいる補助金の形態についても見直し
を求める意見が地方団体側から数多く寄せられておりますが、例えば商店街の関係等々、
そうした補助金等につきまして、今回はその辺の改善ができていないという状況もござ
います。ぜひ、もっと地方の現場レベルに引き寄せていただいて、今後の差配をいただ
ければと思います。

実は、知事会でもこうした「空飛ぶ補助金」についてアンケートをとりました。商工
関係のいろんな助成制度がありますけれども、都道府県でも同様な制度をやっている
というのあれば、そこのところの調整がかえって難しくなっているということ。つまり、
どういう企業さんやどういう商店街の事業があるかというところの情報共有が国と地
方で完全に図られているわけではありません。したがって、全くダブルでやってし
まうとか、いろいろと不具合も生じ得るわけでありまして、これについては地方に一
元化してもらってもいいのではないかと。そういうアンケートの結果が出ていることを申し
添えたいと思います。

また、長年の議論として、地域交通をどうするのか。この許認可の課題につきまして、
これも今回、解決がされずに先送りになっている部分がございます。この辺につきまし
ても、引き続き御検討いただければと思います。

もう一点ですが、これはプロセスの問題でありますけれども、1次回答、2次回答と
進んでいくときに、この会議の方で地方側にも御配慮いただき、地方側から意見を言う
機会が設けられました。それで、1次回答の段階で、ある程度脈があるということにな
りますと、地方側の意見を述べる場がなくなってしまうと、いきなり2次回答でひっく
り返ってしまう。これでは意見を言う場がないではないか。そういう、いわば攻撃防御
方法としてどうかなというところもございます。

デュープロセスという意味で地方側の意見を聞くのであれば、1次回答の結果の後、
2次回答のレベルでも、そこで仮にひっくり返るような場合だとか、地方側の提案と違
うような場合につきましては意見を聞いていただく。そういう場が欲しいという声が寄
せられております。

そうしたことなど、今後の改善を検討いただければありがたいと思います。

なお、このたび、鳥取県中部地震に当たりまして、全国の皆様から大変に温かいメッ
セージ、それから、ボランティア、また、さまざま御支援と御協力をいただきました。
本当にこの場をお借りして感謝を申し上げます。

私自身は、これからまた飛行機に乗って、関西広域連合の議会に出席しなければなり
ませんので中座をさせていただきますが、実は関西広域連合の議会で鳥取県中部地震に
ついて支援をしていこうと。それで、国に求めるという決議をする。それに当たって知

事の発言ということになったものですから、そちらのほうに行くことになりました。務台政務官にもいろいろと災害等、御理解いただき、松本副大臣にもわざわざ鳥取にもお越しいただいたところをごさいます、ぜひ今後とも御支援と御協力をいただければと思います。

今、いろいろと我々のほうでやっているわけではありますが、分権の仕組みがある程度、役に立つところがありまして、かなり自由度も高く災害対策も執行させていただいて、例えば4日目から小中学校があくということになりました。前、鳥取県西部地震があったときは11日目ですか。2週間かかったわけではありますが、それができましたし、応急復旧も前回よりも半分ぐらいの、1週間程度で全て県内で完了するということができました。

ただ、こういう分権的な手法も入れて、いろいろと的確に進めさせていただくことはあるのですが、他地域とのネットワークによる御支援をいただくということがあったり、また、財源がどうしても不足をします。こうしたところについて、やはりそうした立場でも今後とも御検討いただければありがたいのではないかなと感じたところをごさいます。

実は私ども、こうやってかなりスピードアップして対策を進めておりまして、道路が直る、旅館やお店もあくというようになってまいりました。しかし、残念ながら我々で解決できないのが、梨が落下してしまった被害があったこと、あるいは風評被害と呼ばれる観光の被害をごさいます。落下被害につきましては、NHKでもニュースに取り上げられ、安倍総理にも、我々から申し上げたこともありまして、例えば東京都港区から給食で使ってあげようという温かい言葉が来まして、そういうふうに変助かったところもごさいます。

ただ、売れる梨は本当にわずかをごさいます。問題は樹上に残った梨が、ある程度、高くても売ればいいなということをごさいます、これはこのたび、京橋の千疋屋と日本橋の三越で、樹上に残った梨を「合格まちがい梨」という、絶対に落ちない梨として、これに三徳山のお守りと開運の手拭いをつけて、何と1玉3,939円でお売りをいたしております。「サクサク」と読むわけをごさいますし、震災に対してのいろんな御支援に対するお礼の「サンキューサンキュー」ということでもごさいます、務台政務官ももし選挙が気になるようでしたら買っていただきますと絶対に落ちないということになりますので、お願い申し上げたいと思います。

また、私ども風評被害、観光対策はどうしようもないことでありまして、全国各地の方々に心を向けていただいております、泊まりいただくことがあれば本当にありがたいです。先ほど富山の森市長さんから、12月に三朝温泉に泊まってあげるといってお話を頂きまして、本当に大感激をいたしております。ぜひ、市議会に疲れたら、鳥取の三朝のほうで少し骨休めをしていただければと思います。

ぜひ、そんな意味で、皆様も機会がありましたら、鳥取にお越しいただければと思い

ます。鳥取で待っております。

(神野座長) どうもありがとうございました。これからの課題等々を中心に御発言を賜りました。

それでは、議事に入りたいと思いますが、お手元の議事次第を見ていただければと思います。

予定しております議事は主として1つでございますけれども「(1)平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(案)等について」を審議いたしたいと存じます。

まず、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(案)等について、事務局から、資料1から資料4までの御説明を頂戴したいと思いますので、横田次長でよろしいですか。お願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(横田次長) それでは、順次、御説明させていただきます。

まず、資料1でございます。これは提案募集方式のこれまでの経過、それから、今後の道行きを整理したものでございます。

前回、9月6日に有識者会議・提案募集検討専門部会の合同会議がございまして、各府省からの回答に対する再検討の視点をお諮りいたしました。

翌7日には山本大臣から各大臣に再検討の要請をしたというのは、先ほど大臣から御紹介があったところでございます。

その後、各府省から2次回答を頂き、また、ヒアリングを専門部会でお願いして、これまで、関係府省との調整を続けてきたということでございます。

この辺の調整結果を整理いたしまして対応方針(案)という形にまとめましたので、これは後ほどまた御説明をさせていただきます。

この対応方針(案)につきまして、本日御意見を頂きまして、また御了承を頂きますれば、今後の段取りといたしましては、12月中旬以降になるかと思いますが、地方分権改革推進本部、それから、閣議で決定したいと考えております。昨年ですと、22日に開催したところでございます。

これが資料1でございます。

資料2-1でございます。対応方針(案)の概要ということで整理したものでございます。

まず「1. 基本的考え方」といたしましては、提案募集方式を導入し、事務・権限の移譲、それから、義務付け・枠付けの見直し等を推進することを基本的スタンスとしてやってきたということでございます。

今後の方針ですけれども、まず2. にございますように、一括法案等の提出ということで、法律改正事項については、来年の通常国会にまとめまして提出したいと考えております。

それから、法律改正事項ではないものにつきましても、現行規定で対応可能な提案につきましても、これは提案団体との関係だけではなく、ほかの自治体全体で共有するこ

とが重要であるという御指摘もかつてございました。地方公共団体に対する通知とか、あるいは説明会とか、そういうことで明確化して共有化していきたいと考えております。

その他、「引き続き検討を進める」とされているものもございますけれども、これは適切にフォローアップを行い、逐次、またこの会議に御報告させていただきたいと思っております。

その他、移譲に伴う財源措置その他必要な支援。これは3. に書いてございますように、これも支援を実施していくということでやっていきたいということでございます。

それから、次の2ページでございます。これは今回の提案について数字的に整理したものでございます。

平成28年度につきましては、一番下の欄になります。数字といたしましては、各府省と調整を行ったものが199になっておりますけれども、そのうち提案の趣旨を踏まえて対応できた、もしくは現行規定で対応可能であるというものも合わせますと153ということで、これが一番右下にございますように、76.9%ということになっております。そういうことで、4分の3以上は何とか前向きな対応はできたかなということでございます。

一方、46が実現できなかったものということでございます。これは中身的にはいろいろありますけれども、例えば事務や権限の移譲に当たりまして、移譲する側と受ける側での調整がなかなかつかなかったといったものも幾つかございました。具体的に申しますと、都道府県が定める区域区分、これは都市計画上の話でございますけれども、その都市計画の策定権限を一部、都道府県から市町村に移譲するという提案がございましたが、これにつきましては都道府県側と市町村側でなかなか意見がまとまらなかったということでございます。

3ページでございます。これは今回の提案募集の成果を分野ごとにまとめたものでございます。

大まかに申しますと、1. といたしまして地方創生。これは主として地域資源をどう活用していくかということでございます。

2. といたしまして、子ども・子育て支援で、地域の実情に応じた支援につながるようなものがここに入っておるということでございます。

3. といたしまして、一億総活躍社会で、これは主として高齢者・障害者支援に係るものが多くっております。

4. といたしまして、住民サービスの向上に係るもの。

それから、5. といたしまして、これまでの地方分権改革の取り組みの強化に当たるものということで、おおむね、この5つの分野に整理できるかと考えております。

これが全体的な構造でございます。

資料2-2につきましては、これが対応方針（案）の本体でございます。

内容といたしましては、28年の提案事項と、あと、27年までのフォローアップ事項が

中に含まれているということでございます。調整中のものも中にございまして「P」がついているものもございしますが、このあたりの状況はまた後ほど御説明したいと思えます。

大部にわたりますので、資料3、資料4によりまして、これから御説明をさせていただきます。

それでは、資料3に移らせていただきます。これは28年の提案募集の成果を整理したものでございます。

色のついたところがございしますが、これが重点事項となっておりまして、白地になっているものが後ほど出てまいりますけれども、その他の事項ということでございます。

それでは、順次触れさせていただきます。

まず、1でございします。建築基準法上、寄宿舎の階段は住宅より厳しい基準になっているという問題がございました。この基準を合理化もしくは緩和を図るということになっておりまして、これによりまして住宅のシェアハウス、グループホーム等への転用が簡単にできるようになり、その結果として空き家を含めた既存ストックの有効活用が可能になるというものでございます。

2は旅館業法の関係でございします。空き家を活用して農林漁業体験民宿業を営む場合に、宿泊客が非常に小人数になる場合でも旅館業法上は客室面積が33平米以上必要とされるということがあったわけでございます。この客室面積要件を緩和することに今回いたしましたので、これによりまして空き家を活用して都市農村交流を促進することが可能となるというものでございます。

3番は公有地の拡大の推進に関する法律に関係するものでございします。これは先買い制度に基づいて取得した土地についての問題で、この土地については利用制限がかかるということになっております。従って、計画を見直すということがあった場合には自治体で遊休地として抱えざるを得なくなるという場合も数多くあるということでございました。こういった問題に対しまして、個々の土地ごとに宅地としての賃貸や譲渡が可能であるということでございましたので、これを明確化すること等により、今後の地域のニーズに応じた土地の有効活用の促進が期待できるというものでございます。

次のページで、4番は都市公園法の関係でございします。地域のニーズに応じまして、都市公園の中に、児童館、自治会等の地縁団体の会館施設が置けないかということでございました。これにつきましては、現行法令上可能であるということで、かつ実例もあるということが明らかになりましたので、この点を今回明確化し、各地域で具体化できるようにすることを通じまして、生活環境の充実、地域活動の活性化へつなげていきたいというものでございます。

5番目は、同じく都市公園法の関係でございします。これは都市公園に設ける運動施設の敷地面積の問題で、公園の面積全体の100分の50を超えてはいけないという基準があったわけでございます。今回、この基準を参酌基準化するというので、条例委任する

ことにいたしております。その結果といたしまして、地域のニーズに応じた運動施設の整備も容易になるということでもあります。

6番目は公営住宅法の関係でございます。公営住宅では、入居者の収入が一定の額を超えますと明渡請求が可能となるということになっておりますが、この基準について、一定の範囲内で地方公共団体が条例で定めることを可能とすることによって、地域の住宅事情を踏まえたより適切な公営住宅の管理運営に資するというものでございます。

3ページに移りまして、7番は建築基準法の関係でございます。これは公共下水道の処理区域内、この中では、便所は下水道ということになっているわけでございますけれども、これを災害時においては、合併処理浄化槽に連結した便所とすることが可能であることを明確化することによりまして、実際、災害が起こったときに、地域の状況に応じた迅速な災害対応が可能となるというものでございます。

8番は重点事項とは別のものでございます。これは奨学金の関係で、大学生等の地方定着を促進するために都道府県で基金をつくりまして、奨学金返済の全部または一部を負担するという事業が各都道府県で行われているのですが、これを自治体の判断によって対象者に予約採用者等も含めることができるようにしたものでございます。この予約採用といいますのは、実際に大学に在学している人ではなくて、将来、大学進学を希望する人で奨学金の貸与を約束された人ということでございますが、そういったところまで幅を広げて支援が行えるということで、より一層、地方定着の促進に資するというものでございます。

次のページに行きまして、4ページでございます。以下が子ども・子育て支援の関係でございます。

1番は幼稚園の園庭、それから、遊戯室の設置基準でございます。幼稚園の園庭につきましては、保育園等から幼保連携型認定こども園に移行する場合に、より広い面積基準が適用されてしまうということでもございました。これを園庭が従前と同面積であれば可とするということが1つ。遊戯室の関係では、満3歳以上が利用する場合には2階以下に置かなければいけないということになっていたものを、3階以上に設置することを可能にするということで、これをもちまして、幼保連携型認定こども園の整備がより一層進むであろうというものでございます。

その次、2番は権限移譲の関係でございます。幼保連携型認定こども園につきましては、指定市、中核市も認定等の権限を有していますが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園につきましても同様の権限移譲を指定都市に行うというものでございます。この結果によりまして、指定都市におきましては認定こども園に係る行政窓口が一本化されることとなりますので、総合的な子ども・子育て行政が進められるということになるわけでございます。

3番目は家庭的保育事業等の連携施設の関係でございます。家庭的保育事業は非常に小さな規模での保育事業で、こういった家庭的保育事業については、卒園後の受け入れ

先となります。連携施設を確保しなければいけないということになっておりますけれども、これはなかなか小規模な事業者には難しいということでもございました。それで、認可時にそういった連携施設が確保できない場合には、将来的に卒園までの間に連携施設を市町村の利用調整で確保できるということであればよいということを今回明確化することにいたしました。この結果、家庭的保育事業等にも事業者が参入しやすくなるというものでございます。

4番は病児保育の関係でございます。離島・中山間地域といったところではなかなか利用者、それから、保育士が少ないという問題がございます。その場合であっても、一定以上の保育士を置かなければいけないことになっていまして、このあたりが非常にネックになっているというお話でもございました。これに対しまして、利用児童数が2名以下の場合であれば、一定の研修を受けた看護師等の配置によって国庫補助の対象となるという特例措置を設けることにいたしました。これにより、病児保育の実施が可能になる地域の拡大が期待できるというものでございます。

5番目でございます。これは延長保育事業と放課後児童クラブが合同で実施できるかどうかという問題でした。この延長保育、一時預かりと放課後児童クラブは、本来は別の事業なわけでもございます。ですから、同一の施設内であっても、実際に行う場合は場所を分けた上で、それぞれの要員配置基準を満たさなければいけないということでもあったわけです。これを一定要件のもとで一体的な運営を可能とすること、また、要員配置基準を緩和することにより、放課後の児童の受け皿の拡大が期待できるのではないかと考えております。

その次、6番でございます。都道府県が研修として行っている「放課後児童支援員認定資格研修」につきまして、ほかの研修で同等の科目を受講している場合など、一定の知識・経験を有している場合には、科目の一部を受講したとみなすことなどにより、研修の負担を実質的に軽減することを可能にするということでもございます。その結果といたしまして、放課後児童支援員の確保が容易になるということになるかと思っております。

7番目でございます。事項名は「子ども・子育て支援新制度における支給認定証の任意交付」となっておりますけれども、これは保育短時間制度の問題でもあったわけでもございます。もともと、保育短時間制度につきまして、標準時間との区分変更に伴う事務の負担が非常に大きかったということがございまして、これにつきましては制度そのものを別途検討するというようにしているわけでもございますけれども、その事務の負担の原因である支給認定証の交付事務については、これを希望者にのみ交付するということにいたしました。その結果、実務が軽減されることとなりますので、保護者、市町村、それぞれが負担軽減になるというものでございます。

次、6ページの8番で、これは権限移譲の関係でございます。保育士の処遇改善に係る加算の認定権限は現在、都道府県が行っておりますけれども、認定に非常に時間がかかるという問題もございました。これを指定市・中核市に今回移譲することにいたしま

したので、この期間が短縮され、賃金の支払いもかなり早くなりますので、人材の確保等にもメリットがあるというものでございます。

9番で、これは民生委員・児童委員の関係でございます。児童委員につきましては、全て民生委員が兼ねるといふ仕組みになっておるのですが、児童委員としての事務負担が非常に大きいという問題がございました。これにつきまして、児童に関する事案について重点的に取り組むという運用、また、主任児童委員の活用方法を明確化することにより、児童委員制度の活用の拡充につながるということで、結果として民生委員の負担軽減にも資するというものでございます。

その次の7ページは、一億総活躍社会の実現でございます。

1番が障害児、2番が障害者の関係で、これはそれぞれの権限移譲に係るものでございます。まず、1番の指定障害児の通所支援事業者の指定等の権限、業務管理体制の監督に係る権限。それから、2番の指定障害福祉サービス事業等の業務管理体制の監督に係る権限について、これを今回、都道府県から中核市に移譲することにいたしました。これによりまして、それぞれ中核市におきまして適切な指導・監督体制を組むことが期待できるものでございます。

3番でございます。これは「障害者向けグループホーム」を「特別養護老人ホーム」と同一の敷地内に合築することができるかという問題でございました。これは根拠となる基準自体が実は「参酌すべき基準」であるということで、実際には可能であるということであったのですが、この点が非常に法令等でわかりにくくなっておりました。これを今回明確化して周知することにいたしましたので、これをもちまして「障害者向けグループホーム」の整備促進が一層進むのではないかと考えております。

4番で、これは島牧村から来た提案でございます。これは同一の建物内で指定小規模多機能型居宅介護、それから、介護予防・日常生活支援総合事業といった2つの事業を行う場合に、設備の共有はどこまで認められるかという問題でありました。これにつきましては、居間及び食堂を交流スペースとして共用可能であることを明確化することで、限られた施設を有効に活用することが可能になります。これは小規模な自治体におきましては、1つの施設をいろんな事業について共用できることにつながりますので、介護サービスの効果的な提供に一層資するのではないかと考えております。

5番は地方公務員法の関係でございます。地方公務員法上は、他団体の定年退職者は原則再任用できないということになっておりますが、任期付職員制度の活用によりまして、他の地方公共団体の人材についても任用できるということを今回明確化することにいたしましたので、この結果、多様な人材の活用の促進に資することとなるわけでございます。

それから「4 住民サービスの向上」でございます。

その中の1番で、これは高額療養費制度の関係でございます。この制度では、75歳以上の後期高齢者については、実際に手続をする場合に、最初に1度、申請手続をすれば

たって、市町村長が把握する地域の実情がより適切に反映されるのではないかとといったものでございます。

8番で、これは国民保護法の関係でございます。国民保護法によりまして交通規制がしかれた場合に、自治体の車両が円滑に通行できるかという疑念が自治体のほうにあったわけでございます。これにつきましては、現地調整所を迅速に設置するための出動に使用する自治体の自動車は、国民保護法に規定する「緊急通行車両」に位置づけられるということでしたので、これを明確化することで、この国民保護措置が的確かつ迅速に実施できることになるものでございます。

9番で、これは消防法の関係でございます。これまで救急隊の編成につきましては、救急自動車1台につき救急隊員3人以上が必要でした。これを過疎地域等においては救急自動車1台につきまして救急隊員2人以上及び准救急隊員1人以上で編成することが可能になるということですので、過疎地域ではより一層、必要な救急体制の確保が容易になるというものでございます。

10番で「全国的な災害福祉支援体制の構築」とございます。被災地だけでは高齢者、障害者といった要配慮者に対する福祉的支援がなかなかうまくいかないという問題がございました。これに対しまして、災害福祉広域支援ネットワーク事業を通じまして、全国的な福祉・介護人材の応援派遣の調整など必要な支援を行うことにより、支援の充実につなげていきたいというものでございます。

最後のページになります。これは、これまでの地方分権改革の取り組みを強化するものでございます。

まず1番で、これは自然公園法の関係でございます。国定公園におきましては、鳥獣害対策に係る防護柵の設置につきまして、工作物の新築等に係る許可を行う際、環境大臣との協議が必要であるということでしたが、今回、これを廃止することにしております。これによりまして、より一層、迅速な対応が可能になるというものでございます。あわせて、同じく大きな施設の設置に係るものということで、一定規模以上の土地の開墾、それから、埋め立てについても環境大臣との協議が廃止できないか、現在、調整を行っておるところでございます。

その次、2番で、これは国土利用計画法に基づくものでございます。調整中という意味で括弧をつけております。平成27年のフォローアップ事項ですけれども、都道府県が策定する土地利用基本計画につきまして、国土交通大臣との協議が非常に煩雑であるということがございました。これにつきましては、廃止を含めた適切なあり方について、現在、法制的な面も含めて検討中ということでございます。方向性が追って定まることが見込まれますので、括弧書きとさせていただきますのでございます。

3番で、これは森林法の関係でございます。都道府県が定める地域森林計画のうち森林施業の合理化に関する事項の変更につきまして、農林水産大臣との協議を届出とすることにいたしました。これによりまして、都道府県の事務負担の軽減が実現するという

ものでございます。

4番で、これは農業災害補償法の関係でございます。市町村が行う農業共済事業のうち、必須の事業である家畜共済事業について、一定の場合には家畜事業を実施しないことを可能にするということが1点。それから、必置になっております都道府県農業共済保険審査会を、農業共済組合連合会が存在しない場合には設置はしなくてもいいことにすることによりまして、市町村の事務負担の軽減につながるということでございます。

以上、少し駆け足になりましたけれども、それぞれの提案事項のうち、主なものを御紹介させていただきました。

引き続きまして、資料4でございます。この資料4は平成26年、それから平成27年の対応方針のフォローアップの状況を整理したものでございます。具体的に申しますと、平成28年中に、もしくは平成28年度中に結論を得ることが書かれた事項が、その後どうなったかを整理したものでございます。

まず、基本的には何らかの検討結果が出たものにつきましては、今回の対応方針に書き込むこととしております。

例えば1ページ目の1番で、これはつい先ほど資料3で申し上げました森林法の関係で、これにつきましては一番右の欄「現在の対応状況の概要」のところに【28年対応方針案】として方針を書き込んでおります。以下【28年対応方針案】と付してあるものにつきましては、同様の整理をしております。

このほか、検討は予定どおり進捗しており、期限内、すなわち28年中もしくは28年度中に結論が出る見込みではあるものの、まだ具体化していないものもございました。これは、検討結果が12月の閣議決定には間に合わないということでございますので、そのようなものは、来年、29年の対応方針に書くことと整理しております。

例えば、3ページの3番でございます。これは特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の移譲ということで、方針上は28年中に結論を得ることになっておりまして、今、鋭意作業中ということでございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、来年、29年の方針で具体化した内容を明確に書くことにしております。

以下、項目のみ紹介させていただきますと、4ページの5番で、使用済み小型電子機器等の再資源化促進法に基づく権限の移譲というものも該当いたします。

それから、14ページの22番で、軽費老人ホームの費用徴収基準の見直しについてということで、老人福祉法上の問題でございます。これにつきましても、28年度中に結論を得るということでございますので、それを踏まえまして来年に方針化することにしております。

15ページの25番で、認知症の初期集中支援チームのチーム員たる医師の要件緩和ということでございます。これにつきましても、28年度中に調査をした上で必要な措置を講ずるということにしております。

その次、16ページの26番、JETプログラムの特にすぐれていると認められたALTの任用

期間の要件の撤廃でございます。これにつきましても、28年度中に結論を得るということになっているものでございます。

それから、17ページの29番になりますけれども、気象業務法の関係で、火災信号・津波警報標識におけるサイレン吹鳴パターンの重複の解消でございます。これにつきましても、28年中に結論を得るということで、今、その結論が間に合っていないという状況でございますので、来年の方針として整理したいと思っております。

あと、今回の方針で書き込む予定になっておる事項が幾つかございます。今はまだ各府省と調整中であつたり、各府省の中でまだ検討中であるというものにつきましては、右の欄の対応状況に（28年対応方針案P）と書いておきました。

具体的には、5ページの6番になります。これは国際観光ホテル整備法上の話でございます。これにつきましては、今、まさに国交省の中でホテル・旅館の登録制度のあり方について検討中であり、近日中に検討の方向性等も明らかになるということでしたが、きょうの段階ではそのあたりが明確になっておりませんので、この辺を明確にいたしまして、方針の中に書き込んでいきたいと考えておるところでございます。こういった状況でございますので、先ほど資料2-2で紹介いたしました方針（案）の本体の中には、まだ案文自体が入れられていないという状況でございます。

同様のものが、この後、幾つかございます。順次御紹介してまいりますと、7ページの10番で、介護支援専門員、ケアマネジャーに対する指導・監督事務の市町村への移譲ということでございます。これにつきましては、今、厚労省のほうで、具体的には社会保障審議会の介護保険部会で審議中ということでございます。この中で地方公共団体の意見も踏まえながら、28年中には何とか結論を得たいということでございます。

9ページの14番につきましては土地利用基本計画の関係で、これは先ほど資料3で御紹介いたしましたので、省略させていただきます。

10ページの16番は災害対策基本法の関係で、大規模災害発生時の外国人医師の受け入れについてでございます。これにつきましても、内閣府のほうで関係省庁間で会議を開いて、12月下旬ぐらいまでには、この外国人医師の医療隊の受け入れプロセス等についての検証結果を取りまとめて整理すると聞いておるところでございます。

14ページになります。23番で、これは介護保険制度における調整交付金のあり方の見直し等ということでございます。○が2つありますけれども、要介護認定等を受けていない高齢者等が一般住宅等に移住した場合が○の1つ目でございます。それから、○の2つ目といたしまして、介護保険適用除外になっている障害者支援施設等に入っている人たちに対して、住所地特例をどう適用するかといった問題でございます。これにつきましても、先ほどと同様、厚労省におきまして、社会保障審議会の介護保険部会で検討を進めており、何とか年内に結論を得たいということになっておるものでございます。

16ページで、27番、高等学校卒業程度認定試験関連業務に係る国と県の役割分担の明確化でございます。これは現在、試験の実施につきましては、国が実施する方向で検討

を進めているということですが、予算の関係等も出てきておりますので、財政当局とも調整をしながら、文部科学省で検討しておるとのことです。

18ページで、30番、公営住宅法の関係で、公営住宅建替事業についての現地建替え要件を緩和するという問題です。これまで有識者による検討会等も開きまして進めてきたところでございますけれども、今、国土交通省の中でそういった有識者の意見等を踏まえて、明渡請求のあり方を具体的にどうするか等について、最終的に内容を詰めておるとのことです。

最後、19ページの32番で、これは旅行業法の関係で、過疎地域市町村における旅行業登録要件を緩和できないかという問題ですけれども、これにつきましては、規制改革実施計画等の指摘も踏まえながら、国交省内部で開催されておりますワーキンググループの中で、何とか今月中には検討の方針を打ち出せるのではないかと聞いているところでございます。

以上、方針そのものに案文が書き切れていないものを御紹介させていただきました。これにつきましては、きょう以降も引き続き関係府省と調整を進めまして、12月の閣議決定までには方針をしっかりと確定していくということで作業をしていきたいと思っております。

御説明は以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、極めて丁寧に28年の地方からの提案募集の成果について御説明いただいた上で、対応方針(案)について御説明いただいたわけでございますけれども、これについて御意見を頂戴したいと思います。その前に、提案募集検討専門部会長として御苦労いただきました高橋部会長から補足の御説明等々を含めて御発言を頂戴できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

(高橋部会長) 座長の御指名でございますので、私から専門部会の作業について簡潔にまとめをさせていただきたいと思っております。

提案募集検討専門部会におきましては、前回、9月6日の有識者会議以降、関係府省からの第2次回答を踏まえまして、先ほど御紹介がございましたように、10月7日から24日にかけて、関係府省からの第2次ヒアリングを行うこととしまして、作業を行ってまいりました。その中で検討の深掘りができたものと考えています。

その結果、本年は、結局、合計約52時間に及ぶ検討を行ったこととなります。その中で、地方にとって最大の課題となっております地方創生の関係や、提案が多かった子ども・子育て関係を初めといたしまして、多くの重要な課題につきまして、関係府省と真剣かつ有意義な議論を行うことができたと考えております。

これらの作業を通じまして、3年目となりますが、本年の提案募集の取り組みにおいても、多くの提案について関係府省から前向きな対応を引き出すことができました。地方の現場で困っている支障について解決が図られる見込みであると考えております。

ぜひ、政府におかれましては、現在、なお調整中の案件、今、御紹介がございましたが、これを含めまして、12月の閣議決定に向けて最終的な詰めをよろしくお願いしたいと思っております。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、今の補足説明をいただいたことを含めて、28年の対応方針(案)について御議論を頂戴できればと思います。いかがでございましょうか。

どうぞ。

(戸田議員) 町村会の戸田でございます。

まずは、52時間もの検討、専門部会の先生方に心から感謝を申し上げたいと思います。そして、その実現の割合が76.9%という高い数値になっております。本当にありがたいことだと思えます。

個別の話でございますけれども、資料3の1ページの空き家の活用の部分で、これは今、田舎は大変な状況で、空き家がどんどん出てくる。これをどう活用するかという課題がありますので、こういった方向での規制の見直しというものは一つありがたい方向だと思えます。

それと、5ページの部分でありますけれども、これは兵庫県等からの提案ということでございましたが、病児保育について。これは前回のこの会議の中で、私のところの多可町の事例を追加して御説明をさせていただいたところでございます。この部分につきましても、いわゆる専門人材、なかなか田舎のほうは限られております。そういう状況を受けていただき、国の補助制度に係る要件の緩和ということに前向きな論議をいただいたことに感謝を申し上げたいと思います。まさに子ども・子育ての支援の一番大きなものであったかなという気がいたしてございます。

それと8ページで、島牧村、これは小さな村の提案であります。そこからの小さい提案というふうに思っておりましたが、これはひょっとしたら、実は大きな問題提起であったのかなという気がしてなりません。新しく物をつくるのではなく、資源を、施設を有効活用するという形の中で、共用・共有ということができるようになったということは非常に大きな成果と思っております。こういったことの横展開が今後望まれるのかなという気がしてございます。ダウンサイジングの時代に合ったうまい対応ということを思ったところです。

それと、御報告にはございませんでしたが、町村からは数が少ないのですけれども、その中で1つ、南部町、身延町からの提案で、子宮頸がんワクチンの接種による健康被害者の高等学校における進級及び卒業に対する救済措置であります。

これは実は小さい、私どもの2万2,000の町でありますけれども、重篤な被害者が2人ございます。私も厚労省の厚生科学審議会の委員をしております。この関係は非常に注視をしております。そういう中、1人の生徒が留年をいたしておりますということ

で、これは現行制度でそういったことを、進級ができるということが可能であれば、これは一番、結論の部分に、多分、29年中に都道府県教育委員会等に周知をするという形になっておったかと思えますけれども、これをできるだけ早く周知をしてあげていただきたいなと思ってございます。

説明がございませんでしたが、ほかの資料で確認させていただくと、こんなことになっておるようでございますので、ぜひ前向きな対応をお願いいたしたい。このように思います。

(神野座長) ありがとうございます。

事務局のほうから、子宮ワクチン等で何かコメントはございますか。

(横田次長) 特にございません。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。

市川議員、どうぞ。

(市川議員) 本当に、52時間ということをお聞きしましたけれども、提案募集検討専門部会の皆様には御努力に対して心より感謝したいと思います。実際、非常に丁寧に議論をされまして、成果も立派に出てきていると思っております。

その中で、今回、非常に事務・権限の移譲の実現ですとか、現行法の明確にする具体的な内容について、誰と何を検討すべきかという点までタイムスケジュールとともに示されているという意味で、非常にまとまった対応方針（）になっていると思っております。今後は内閣府のフォローアップも非常に大切で、財政の面、あるいは人的な、技術的なサポートの面をしっかりと、御苦勞も多いと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

全体を通して、あと1つ感じたことは、規制緩和ですとか政令の改正、法律を改正しなくても、現行法の考え方・捉え方でやれることが結構ありますということが出てきておりますので、今後、多分、各府省とも各自治体から相談がされることも増えてくるのではないかと思うのです。

ですから、そういう現行法を使って対応できること。そういう質問に対してきちんと答えられるような仕組み。それを内閣府も含めてサポートできるような、こういう議論を、この場でなくても動かせるような仕組みをしっかりとつくっていただきたいなと思ひます。

(神野座長) ありがとうございます。

関連で、森議員、どうぞ。

(森議員) 私からも、御努力に対しましては、高橋部会長初め皆様方、各先生の御努力に敬意を表したいと思ひます。何カ月に1回だけ、ここで資料を見せていただいて、御努力の御様子もよくわからないまま順調に進んでいるななどと言っているだけで恥ずかしく思ふ次第ですが、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

最近、特に感じますけれども、やはりさまざまな規制について、規制している側の担当者の解釈というのはそれなりに一定程度守ろうとするものがある、そのあたりでのせめぎ合いというものは、少し大きな心でお互いに全体の現行制度を俯瞰して、すべき方向性をゆっくり議論してもらうことが大事なのだと思いますので、そういう意味では順調に進んできているのかなと思います。とりわけ、提案をしている側は基礎自治体なり都道府県ということですから、現場では切実に改善の声を持っているわけで、そのことを規制している側も真摯に受けとめていただいて、この妥協点を見つけたり、改善点が見つけれられてきているということだと思いますので、関係の多くの方に改めてお礼を申し上げたいと思います。

今、おっしゃいました事柄につきまして、私も前からお願いしていましたが、先般、横田次長からいい御報告を頂きました。資料2-1の「2. 一括法案等の提出」と書いてあります、3行あります真ん中の部分で、現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化をすと言っていたいただきましたことについて、来年度からネット上でかなり詳細にまとめたものを公開していただくということの報告を頂きました。これは各基礎自治体の担当者にとりまして大変ありがたい対応だと思っております。このことをそれぞれの市町村にしっかり、こうなっているのだということをお知らせすることが我々の責務だと思いますので、今後ともアップデートしていただきながら、現行法でできるものについてまで苦しんでいるということのないようにしていくことがやはり大事だと思います。このことについて大いにお礼を申し上げたいと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。

小早川議員、どうぞ。

(小早川議員) 私も部会の一員ではございましたけれども、自分ではかなりサボっておりました。しかし、高橋部会長初め、皆さんは、本当に頑張ってやっていただいていたと思っております。

それで、成果も着実に上がっていて、これは、システムとしても安定してきたかなと思っております。ですから、あとは、これをいかに着実に持続していくかということです。自分が余り働いていなかったの、かえってこういうことを申し上げてもいいかと思うのですが、かなり負担は大きいのです。部会の構成員の方々は、私は年をとっているのですが、皆さんは働き盛りで、大変お忙しい方々であります。ですから、そこは大変無理があるだろうと思っております。いろんな手だては考えられると思うのですが、検討の体制を強化して、一人一人の御負担を何とか減らすような方向でやっていただきたいと思います。

それから、中身に関しましては、皆様が御指摘になった、今まで明確でなかったところを明確化したというものが結構あります。資料2-1の2ページ目の総括表の数字を

見ますと、現行規定で対応可能というものがかなりあるのですが、これも、ある意味で明確化がされた、提案団体はそれで納得したということだろうと思います。そして、その先へ行って、この検討の結果、明確化の措置をしてもらったというのが、いろいろたくさん出ております。

ですから、これでシステムとしては改善されたし、当事者としては個々のケースについて納得し、お互いこれでうまくいった、ハッピーだということだと思います。ただ、それで終わるのかということです。それは、つまり、今まで明確でなかったということなのです。多分、ほかにもいろいろあるのだろうと思います。その辺、個別に叩いていって成果は上がりますけれども、全体的な考え方として、何か今後考えていく必要はないかという気がいたします。

よく精査して考えているわけではありませんけれども、部会で聞いていた話の中で、「これは現行法で読めます」と各府省の担当省から言われるのですけれども、私が見ていて、本当にそうかなと。当初、これは無理なのだろうと自治体の側が思ったのが、それがもっともな読み方であって、「いや、それは読めるのです」とアクロバティックな読み方をして何とか処理していくのは、これは大人のやり方ではあると思うのですけれども、どうなのか。そういうやり方でいくべき場合もあるでしょうが、そうではなくて、もともとの規定の書き方に問題がある、しかし、通知あたりだったらともかく、それが省令となるとなかなか手がつけにくいということで、何とか省令改正なしに済ませようということをやっている部分もあるのではないかという気がいたしました。

どれがどれということではないのですけれども、そうだとしますと、自治体にとっても、それから、サービスを受ける住民にとっても、結局は中央の各府省の解釈に、通知でどうなっているかというようなところに依存せざるを得ないことになって、それも一つ問題ではないか。省令改正すべきものはもう少し気楽に改正していくというスタイルも必要なのではないかなと思ったのです。さて、それをシステムとしてどうやっていくのかというのはなかなかわかりませんが。

長々申しましたけれども、そういった感想を持ちました。今後の課題かなと思っております。

私からは以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございます。

ほかはいかがでございますでしょうか。

勢一議員、どうぞ。

(勢一議員) 私も3年目、提案募集検討部会に加えていただいて、確かに最初の年、2年目と比べますと、いろいろなものが比較的円滑に進むようになってきたという印象は持っています。そういう意味では、これまでの皆様の御尽力の成果がこういうところにもあらわれているのかなと思っております。

内容につきましては、やはり少しずつ変化も感じておりまして、特に3年目として感

じました点は、提案で出てきた問題の背景にある地方自治体の課題、抱えている難しい問題性というものが、分権の提案としては出てくるのですけれども、実はそれは国の省庁のほうでも、その課題の難しさというところは共有していて、分権をすれば全て解決するというものではない分野が比較的ふえてきた印象があります。特に子ども・子育てとか福祉分野については、慢性的な人材不足というものもありますので、こういう意味では分権改革を一つの手がかりとして今後の制度のあり方を検討する機会にもなっているのかなと思っています。

ここで分権というフィールドがあることによって、地方と国とがお互いに議論をしたり、制度のあり方を考えるという機会がある。こういうところは、長期的にはいい面もあるのだらうと思います。ただ、現場としては難しいというのは提案募集の部会にかかわっていて深く感じたところでございます。

あと1点、私のほうから申し上げたいのは、先ほどから少し議論になりましたけれども、現行法で対応可能な提案とかを含めて、これまでの成果というものが、ある程度、自治体で共有できるような蓄積が出てきたと思っております。今度は、先ほど横展開という御指摘がありましたけれども、成果を生かしていくというところがかなり重要なステージになってくるのではないかと思います。

提案に対する対応方針（案）では、資料2-1の3.の移譲に伴う支援というところが、今後、大切なのかなと思っています。これまで3年かけて移譲されてきた事務・権限が円滑に執行できるような体制づくりが本当に進んでいるのかどうか。特に中小規模の市町村におきましては、分権担当の職員がそれほど多くいない状況にあらうかと思えます。そういうところで分権の成果を実際の各部局で活用していくためには、それなりの横断的な情報共有と知見の共有が必要になってくるのだらうと思います。この部分を、恐らく国や地方団体も含めて、支援をしながら、みんなで成果を共有していく。恐らく地方分権改革は最後、住民のところまで成果が届いて初めて改革が実現ということにならうかと思えますので、こちらの支援につきましても、ぜひ引き続きお願いをしたいと思います。

以上です。

（神野座長）ありがとうございます。

ほかは。

では、谷口議員。

（谷口議員）提案募集検討専門部会の先生方、事務局の皆様方、そして、関係府省の皆様方、大変丁寧な御検討を本当にありがとうございます。先ほどから先生方が御指摘のように、本年度も大変な御議論・御検討の末、成果をまとめてくださりまして、まことにありがとうございます。また、本年度はその対応する割合も過去3年の中では最も高い実現・対応の割合ということが示されておりまして、非常に丁寧な検討の末、実現までこぎつける道筋をつけてくださったことに大きく感謝いたします。

それから、平成26年・27年の対応方針のフォローアップの状況もまとめていただいて、まことにありがとうございます。過去に決まったことがその後、どのようになっているのかということは、この場でも何度か気がかりであるという御発言や御指摘は多かったのですが、このような資料4のようにまとめていただいたことで大変心強く、感謝したいと思います。

先ほど勢一先生から御指摘もございましたように、私は個別の事項についての検討に携わっておりませんので大変恐縮ではございましたが、本年の主な成果として挙がっております資料2-1の3ページ目等を拝見いたしますと、勢一先生が御指摘のとおり、非常に住民ないし国民の生活、暮らしに寄り添った細やかな御提案が多く見られたのだなという印象を持ちました。同時に、これは各自治体におけるリソースの減少。御指摘のような財源であるとか、また、人材、スペース。こういったものを新たに確保することが難しい場合に、何とか自治体の皆様が工夫をして問題を解決しようとする。そういうお姿を背景とした御提案なのかなと思いました。

それで、工夫をしようと思ったらいろいろなこれまでの規制に突っかかってしまうので、これを緩和してもらえないかという御要望がいろいろあったかと思います。御指摘のように、今後はその規制を緩和するだけでは限界が来るときも来るのかなと想像しました。今後は各自治体だけでなく、異なるレベルの自治体での連携ですとか、そういった形での御提案とか、そういうことも出てくるのかなと想像いたしました。

いずれにせよ、厳しさを増す背景の中で、御提案のように、分権だけでは済まない案件というものについて、今後もともに考えさせていただければ幸いです。

(神野座長) ありがとうございます。

大橋構成員、何かございましたら。

(大橋構成員) 検討に当たりまして、感想を2点ほど申し上げたいと思います。

1つは、先ほど市川議員から現行法でできるということが確認されたとか、森議員からそういう事例が明確化されたというお話があったのですけれども、私どもがやりとりをしていて、正直言って、この法律でこういう解釈を採るのは無理という例が多くあって、「これはそうは読めません」と言うのですけれども、本当にアクロバティックな解釈で、「こういうふうにできるのです」と言われるのです。

ですから、私の正直な気持ちとしては、法律の条文を普通の市民が見てもわかるような形で書きかえてくれればいい。そうすれば市民も間違わないし、自治体も間違わないと思うのですけれども、そうはならなくて、法制局との関係で、現行法で読めるのであれば法律改正にはなりませんという霞が関法学が出てくる。それとの関係で結局、現行法の改正にはならず、通知を出して明確化します。こういうパターンが非常に多かったと思います。ですから、それはやはり前提は、時間がかかるのかもしれませんが、少しずつ法律を直していくということと、そうやって獲得した成果は、先ほど森議員がおっしゃったように、みんなで共有していくということについて、進めることが必

要なのかなと思います。

同じようなことで思ったのは、国との協議までは必要ないので、地方公共団体のほうから国に意見を照会すればそれで済むという手続を要請したときに、自治体から国に意見聴取をするというのは先例がありませんという。中央集権型の立法だったときには上から下に意見を聞くことはあっても、下から上に聞くことはなかった。そういう前提で先例がたくさんあるわけですが、分権の時代になっても、「先例が」といわれると、そういう立法技術的なところが足かせになって、分権が進まなくなっているようなところがあるので、そういうところもやはり考え方をリセットしていくべきなのかなと、非常に技術的なところですけども思いました。これが1点目です。

2点目は、私どもの作業スタンスとしては、「従うべき基準」という厳しいものをなるべく「参酌すべき基準」にしていくという、それを目途に作業しているのですけれども、ことし困ったのは、前回も小早川議員からお話が出ていましたが、子ども・子育ての関係が出てきて、命や健康にかかわるものですから、白地で自治体に権限を移せということがなかなか難しいものがあって、ですから、ことしの議論はどうなっているかという、機能的に確保しますのでこういうやり方でやらせてくださいとか、こういう条件をつけますのでやらせてくださいという、何かそういう形での移譲をお願いするという、条件留保型といいますか、機能留保型が多いのです。

ですから、こういう形になってきますと、地方公共団体のほうも、自分たちが預かったときには、その条件を満たして、自分たちがやりますという覚悟というか、そういうことを表明しなければいけないような形での基準のあり方の変化が出てきているのが非常に新しいところかなと思いました。自治体のほうに一種の説明責任が残るような形での移譲というものも出てきているので、従来型の単なる「従うべき基準」から「参酌すべき基準」という単純なモデルから少し変更になっているのかなと考えました。

この2点を非常に強く感じた次第です。

(神野座長) ほかはいかがでございませうか。

森議員、どうぞ。

(森議員) 先ほど勢一先生がおっしゃったこと、今、大橋先生がおっしゃったことにもベースは一緒なのですが、先ほど勢一先生がマニュアルの整備とおっしゃったことに関して、現場で実務をしている立場から言いますと、例えば公園法だったら公園法の逐条解釈をしたようなコンメンタールみたいなものを全国の公園の担当者が同じものを持っているわけです。

各市町村の、後ろを振り返ると書架に同じものがあって、それはかつて誰かが書いた、昭和30年ぐらいに書いたものを、みんなそれを見て、これはできないのだと言っているのが現場の問題としてあると思う。それは幾らでも見直せるはずではないのか。もう一度、マニュアルの整備という意味で言うと、それを今の時代に合わせたものを書きかえてもらう必要があるのではないか。大変困難な作業だと思いますけれども、せめて、そ

ういう意味ではホームページ上で、今、気づいた点については公開されていくことが実現できてよかったと思いますが、その先はみんながバイブルのように持っているものを、もう時代が変わったのだから、書きかえるということが一番望ましいのだろうと思っています。

例えば橋梁の世界にいる人は、法律解釈について、日本中、人がかわっても同じものを見ながらこういう解釈なのだということになる。そこはどうしていけばいいのか、難しいのですが、本当はそういう新しいコンメンタールが出てくると随分改善されるのではないかという気はいたします。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

どうもありがとうございました。

さまざまな貴重な御意見を頂戴したわけでございますが、今年度自体を総括して次に結びつける会合は3月にまた行いますので、そのときに議論しておくべき課題をきょうはかなり頂いたと理解いたしておりますが、とはいえ、専門部会の負担が重過ぎる。これは、ことしも52時間でしたか。それで、最初のときは八十何回でしたね。

(高橋部会長) そうです。

(神野座長) 余りにもひどいというので、毎年、事務局にも事務局レベルでできることはという形で努力をいただいて、少なくしている努力は、徐々にではあれ、進んでいるとは理解しているのですけれども、なお小早川先生からも重いという、特に若手がかわいそうだという御意見があれば、将来の日本のこともあるので、高橋部会長と御相談しながら、あと、事務局にも相談しながら、次回、何らかの形のものが出せれば、そのことを含めて、ちょっと検討をしていきたいというのが1つです。

あと、残された課題で共通して出た、現行法制という、この対応について、これもまた次回議論していただくにしても、少し高橋先生とも御相談しながら、何かあれば、やや複雑で、方向が2つ向く。単に地方自治体の、相談に乗りやすいシステムをつくれればいいという話でもなさそうなので、次回あたりにでも少し、もう一回、議論をさせていただこうかなと思っています。

さらに、分権を進めていく。分権だけでは処理できない問題が明らかになってくる。逆に、分権を進めたことによって、その制度の問題点みたいなものが明らかになっていくということもあるので、それへの対応等々も、これもなかなか難しい問題でありますけれども、課題として議論をさせていただこうかなと思っておりますが、いずれにしても、事務局のほうでまとめていただいて、きょう御提案申し上げた対応方針(案)については、皆様方の肯定的な御意見を頂戴したと理解をいたしております。

ただ、対応方針(案)において案文調整中のものといいますか、本体のほうを見ていただくと「P」と書いてあるところです。そのほか、先ほど横田次長のほうから詳細に御説明いただきましたけれども、フォローアップ案件で検討中のもの、今後の調整によ

って対応方針に加えていくべきものがございますので、さらに、補助金等々の関係でございしますが、予算編成過程での検討を求めた提案については、予算編成後に最終回答を取りまとめることとしております。

こうした、少しペンディング状態のものが幾つかございますので、これらの取り扱いについては、私に御一任していただくことを前提にした上でもって、今回の対応方針（案）については、この有識者会議として了承していただきたいと思っておりますが、それでよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

（神野座長） どうもありがとうございました。

それでは、対応方針（案）を了承していただいたということにさせていただきます。

今後、政府におかれましては、本日の議論を踏まえて、政府の対応方針の決定に向けて、各府省との最終調整をお願いする次第でございます。よろしく願いいたします。

次に「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」等に関する情報発信、それから、普及活動の取り組みについて、これは資料5になりますが、事務局から御説明を頂戴したいと思います。これは境次長ですね。よろしく願いいたします。

（境次長） それでは、資料5を御覧いただきたいと思っております。先ほど対応方針案を御了承いただきましたが、この後、政府として12月に対応方針の決定を行いたいと考えているところです。その対応方針の決定を受けまして、この対応方針あるいは提案募集方式自体に関しまして情報発信・普及活動を速やかに進めてまいりたいと考えておりまして、その取り組み方向につきまして、資料5にまとめているものでございます。

基本的には大きく2つの方向で進めていきたいと考えておりまして、それが下の赤枠で囲ってある2つでございます。

まず「1 国民に対する情報発信」で、地方分権というものはどういう意義があって、具体的にどういう成果が上がっているかということ国民に対して広くPRをしていきたいと考えております。

具体的な取り組みといたしまして、来年3月に地方分権改革シンポジウムを開きたいと考えております。これは26年の提案募集方式の導入以降、毎年開催しているもので、これが3回目となりますけれども、これまでの改革の成果、あるいはこの分権改革・提案募集方式。こういう意義について、広く発信をしてまいりたいと考えております。

あとは、リーフレットの作成とか、あるいは各種メディアの活用によりまして、この提案募集方式の成果や活用に関する広報活動をやってまいりたい。

さらに、大学等への講師派遣を通じまして、地方大学あるいは商工会議所とか、ああいうところにも出かけていきまして、情報発信もしてまいりたいと思っております、既に本年は全国8の大学等で実施をしておりますが、こういうこともさらに継続して、さらに充実をしていきたいと考えております。

これが1つでございます。

「2 地方公共団体等に対する説明・研修」で、先ほど複数の議員の先生方から横展開の話、それから、現行規定で可能なものについて情報を共有していくことが非常に大事だという御指摘をいただきましたが、そういうことも含めまして、各地方公共団体の担当者の方々に対する周知でありますとか、あるいは担い手を育成することが非常に重要なのだといった御指摘もいただきましたが、実際、分権改革を担う方々を「地方分権改革の旗手」というふうに銘打ちまして、この旗手の方々を集めた会議などもやっておりますが、こういうことを通じまして横展開あるいは人材育成の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

あわせまして、自治体職員向けの研修。これを充実しまして、県はかなりの程度、提案が出ておるわけですが、市町村の提案がまだ掘り起こしが十分ではありませんので、市町村職員の方々も含めまして、多くの方々が自分たちの身近な問題について、こういうふうに制度を変えるべきだという声を上げていただけるような、そういう意識改革等、具体的なやり方についての研修も広く進めてまいりたいと考えているところです。

先ほど御指摘の中で、ネット上の情報の充実についてのお話でしたがけれども、我々としましても、これまでの分権の成果をなるべくわかりやすい形でネット上で公開いたしまして、ある分野の担当になった方は、その分野の、分権のホームページを見ていただくと、今までの取り組みがわかる。こういうことが可能なのかとか、こういう改革をしてきたのかというのがわかる。それはマニュアルと同時に、必ずそれを見てから仕事をしていただくような、そういう形に持っていければいいなと思っております、これからそういう充実も含めて、さらに情報発信・普及活動を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの情報発信・普及活動についての問題につきまして、御発言があればどうぞ。

(戸田議員) 戸田でございます。

まず、先ほど勢一先生のほうから、分権担当の職員というお話がありましたけれども、町村で分権改革担当という職員はほとんどおりません。

それと、町村からの提案が本当に少なく、逆に先生方に申しわけないなという思いが常にいたしておるところでございます。気が長い首長ほど分権アレルギーというものがあるような気がいたします。といいますのは、昔に権限移譲がありました。でも、要らない権限がおりてきました。それにお金がかかって、職員の対応が非常に難しかった。そんな時代が過去にございます。まだ、その意識がどうしても残っているということが見てとれるように思います。

ただ、今度の分権改革のこの部分につきましては、今もお話がありましたけれども、今まで出ましたが、お金をかけずに住民サービスの向上ができるという部分を前に出す。

そして、今までの成果というものをわかりやすく説明するという、この部分から入らなければいけないという気が、先ほど境次長がおっしゃったその部分でありますけれども、重要とさせていただきます。

それで、検証体制の充実、それから、出前講座をやっていただけるというのは、これは非常にありがたいと思います。私、兵庫県の町村会長もしておりますので、まず兵庫からやらせていただくということで、11月28日に60～70人でありますけれども、町村を中心に職員を集めまして、内閣府からもお越しいただいて、研修会をやらせていただきます。

そういう中で、職員の意識改革をやらなければならぬ。そして、知恵を地方から出していく、地方から生んでいく、工夫をしていくという、その辺の意識改革をやりたい。そして、やはり現場を一番知っているのは職員なのだということ。その部分の自覚もさせたいとさせていただきます。

そして、谷口先生からお話がありました、自治体の連携という部分が今から大事なかなということで、これは何かといいますと、共同提案で、一つの物事を共同して提案をしていくという、何か横連携がとればなという、その辺のことが今からの課題なのかなと思っています。

どうすればいいのか、ちょっとわかりませんが、またお知恵を頂ければありがたい。まず、町村からたくさん出るような働きかけをしていきたい。このように思います。

(神野座長) ありがとうございます。

事務局のほうで、補足して何かコメントはありますか。

(境次長) 共同提案についても、共同提案がしやすいような仕組みというものはことしの提案でもちょっと工夫をしたところですが、来年以降に向けて、さらに研修なんかも含めて、こういう形で共同提案で乗ることができますとか、こういうものを今まで共同提案した例があります。そういうあたりも含めて、研修ですとか普及方法もやっていきたいなと思っています。

(神野座長) ほかはいかがでございましょうか。

どうぞ。

(務台大臣政務官) 私も事務局と話をしているときに、この提案の数というものが全国で、一部事務組合と広域連合まで含めると3,000を超える自治体があるのに、100とか200とか、ちょっと提案の数が少ないと思っています。しかも提案しているところは、結構問題意識がある特定の団体に集中しているのではないかと思います。ほとんどの団体が傍観者でいるのがひょっとしたら現状であるのではないかと思います。

そこをどうやって、毎年、2つか3つの提案を全団体が出すというくらいの、そういう動きになるのが本当の姿ではないかと思います。そうなると、作業が大変で専門部会が潰れてしまうのかもしれませんが、そこはうまくスクリーニングをしてということが

あると思います。そして、都道府県ごとにこういう種類の会合をやって、それぞれでスクリーニングしてもらおう。そんなこともあるのではないかと思います。

そして、こういう教材というのはとてもおもしろいと思うのですよ。行政学をやっている先生からすると、各論としてとてもおもしろいと思うのです。だから、大学のゼミでどんどん取り上げてもらって、こんな課題があって、こういう議論があって、こういうふうに直しました。このプロセスを皆さんはよく勉強しましょうという、そんなやり方もあるのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。

それから、それぞれ出した案件がどういうふうに国で取り上げられて結論が導かれているのか。それぞれの地元のマスコミにこういうものが取り上げられるということはとても名誉なことなので、それが張り合いになって動きが加速する。そんなこともあるのではないかと思いますので、またちょっと、私も一緒に考えていきたいと思えます。

(神野座長) ありがとうございます。情報発信等々の問題だけではなく、提案の数が増加するような工夫については、また話し合っていきたいと思っています。

勢一議員、どうぞ。

(勢一議員) 情報発信・普及活動については、移譲された事務・権限の円滑な執行という意味でもとても大切なことだと思いますので、引き続き力を入れていただければと思います。

私、今年初めて地方分権改革の旗手会議に一部参加させていただきまして、実際に現場で分権を担っている旗手の皆さんとお話をする機会がありました。すみません、自治体によっては担当がいらないところもあると御指摘をいただいたところでございますけれども、担当としてやっている職員の人たちは結構、共通の悩みを持っていますし、ただ、マンパワーもありませんから、1人で抱えて悩まなければいけないという場面も少なからずあるようです。

確かに、あらゆる法律の分野にかかわってくる分権ですから、分野横断的に把握して、担当してやっていくのはかなり難しいことだと思います。そこを支えてあげるような仕組みをいろいろ考える。研修もそうですけれども、ネットワークをうまくつくって、困ったことがあったとき、課題を感じたときに情報共有できるような場があるのはとても大切だと思いますので、こういうところも含めて引き続き御尽力をお願いできればと思った次第です。

以上です。

(神野座長) 提案募集方式がよりうまく機能するような方向については、今後も検討を重ねていきたいと思っています。

ほかは。

どうぞ。

(小早川議員) 提案の数を増やすことももちろん大事で、減らせと言うわけではございま

せんが、全体の数だけではなくて、共同提案の追加募集ということをおやりになって、あの方式も大変いいと思います。自分だけで手を挙げるのはどうかなと思っていても、仲間がいるのであれば、それなら私としてはこういうことも言いたいという形で、いろんな市町村も気軽に参加できるのではないかなかなかいいやり方だなと思いました。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。それを含めて、3月にでも検討できればと思っております。

ほかはよろしいでしょうか。

どうぞ。

(市川議員) この分権の改革というものは、やはり住民の幸せに資するための地方自治を推進することがもちろん大きな目的でもあるわけですけれども、一方で、私は地方自治の責任というものは住民の方も当然持っているといえますか、あるべきだと思っておりますので、こういうことを発信する上で、ぜひ住民の方の意識向上をどうすればもっと図れるかという点の視点も入れていただいて、情報発信もしていただきたい。

もちろん、そのためには、まず自治体の職員の方にきっちりとした認識を持ってもらうことも必要だと思うのですが、実際、何が起きているかというのを住民の方がなかなか御理解いただいていないケースが多く見られますので、どうしたら理解してもらえるかという工夫をぜひ、この「国民」という書き方をしているのですが、シンポジウムだけで地方の方がこういう動き、地方の抱える問題を理解してもらえると、まだまだ足りないような気がします。

具体的にどうするかというのはこれからの議論が必要ですが、そういう視点をぜひお願いしたいと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、松本副大臣に本当に無理して御臨席いただいて、ちょっと時間ぎりぎりなのですが、御挨拶を最後に頂ければと思います。よろしく願いいたします。

(松本副大臣) 担当副大臣の松本洋平でございます。

神野先生を初め、皆様方、本当に本日は大変貴重な御意見を頂戴いたしましてありがとうございます。また、本日は「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(案)」につきまして御了承いただきましたことに感謝を申し上げます。

皆様方の御尽力をいただきまして、地方創生や子ども・子育て支援関係を初めといたします、地方の現場で困っている支障を解決してほしいという切実な提案について数多く実現・対応することができたものと認識をしております。

政府としては、本日の議論も踏まえまして、年内に対応方針について地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行うべく、残る課題につきましては精力的に調整をしてみたいと思っております。

また、最後、いろいろとお話を聞かせていただいたところでありますけれども、この

地方分権の推進というものは制度面の推進と意識面の推進、両方がマッチして、車の両輪になって前に進んでいけないといけないものだと思っております、どちらかだけが前に進んで、どちらかだけが残っているという状態だと恐らくうまくいかないのではないかと思っております。

そういう意味におきまして、各議員・構成員の皆様方におかれましては、大変精力的な御活躍をいただいているところでありますけれども、我々としてもいろいろと工夫をしながら、先生方により一層、参加をしていただきやすいような環境も作りつつ、頑張っていきたいと思っておりますので、引き続きまして、地方分権改革の推進に向け、御尽力をいただきますようお願いを申し上げます、締め御挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございます。またどうぞよろしく願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございます。含蓄の多いお話を頂戴いたしましたことを感謝する次第でございます。

それでは、これにて本日の合同会議を終了させていただこうかと思っておりますが、きょうの御議論でも大分、今年度の提案募集方式の総括にかかわる問題が多かったのですが、また3月に会議を開きますので、そのときに十分な議論を頂戴できればと思っております。

きょうは生産的な御議論を多く頂いたことに深く感謝をいたしまして、これにて閉会させていただきます。どうもありがとうございました。